財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容
285	地域	13	次世代エネルギー・モビリティ創造特区	「再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金」における規模要件に下水熱枠の新設	下水管から下水熱エネルギーを回収する技術が開発され、熱需要の多いまちなかでの活用がより身近になっている。下水熱の活用形態は地中熱と同様であることから、地中熱利用と同様な規模要件を設定することにより、普及促進を図りたい。	豊田市	経済産業省	「再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金」	拡充	現行、下水熱利用の規模要件は「温度差エネルギー利用」に位置付けられているものの、規模が大きすぎるため、まちなかでの下水熱利用システムに補助金が見込めない。 また、下水熱は「再生可能エネルギー」に明確な位置付けがなされていない。

回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
	担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
1回目	経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー対策課	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金	B		現行の制度でも、下水熱は対象となっており申請が可能。		b	貴省の見解について了解しました。 ただし、今回提示させていただいた事例は、「まちづくりと一体となった下水熱有効利用」の全国モデルになると考えておりますので、「小規模な下水熱利用」の全国的な普及拡大のためには規模要件の緩和が必要不可欠であると考えます。今回と同様なご相談が他にも多数あがってくるようでしたら、規模要件の緩和について今一度ご検討をお願いいたします。		経済産業省から、自治体の財政支援要望については既存の「再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金」の活用により対応可能との見解が示され、指定自治体の要望は実現可能となる見込みのため協議を終了する。 但し、指定自治体と同様な要望が他自治体からも多数あり、指定自治体が再協議を希望する場合は改めて協議を行うものとする。	Ⅰ
2回目											